平成２７年（フ）第６号
佐賀県唐津市浜玉町南山2055番地12
債務者　草場　裕光
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９００号
神戸市長田区鶯町２丁目３番38号　東照寺文化２階
債務者　佐藤　精一
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
神戸市須磨区東落合１丁目２番166―301号
債務者　島田　慶子（旧姓稲岡）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番４―304号
債務者　金林美千子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５号
兵庫県洲本市上物部464番地21
債務者　畠中さおり
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７９４号
名古屋市中川区供米田１丁目514番地　ファミールＡＲＡＫＡＷＡ201号
債務者　池之内　進
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１５７号
名古屋市中村区栄生町５番28号　ドムス耕雲201号
債務者　奥村　真哉
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３号
広島県福山市引野町３丁目10番３号　３－１
債務者　高月　　晃
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第４号
広島県福山市引野町３丁目10番３号　３－１
債務者　高月　稚子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１３号
広島県福山市駅家町大字服部永谷3219番地３
債務者　原　　泰夫
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１６号
広島県福山市明神町１丁目４番29号
債務者　廣瀬　厚子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２２３号
神奈川県横須賀市追浜南町２丁目42番地２エルムハイツ追浜102
債務者　児玉　英史
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２０４３号
名古屋市中区新栄３丁目31番10号　市営新栄荘４棟519号
債務者　ボデーサービス石本こと　石本　浩司
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１３２号
愛知県あま市七宝町秋竹松原619番地　シティハイツたちばな１Ｂ
債務者　黒川　正雄
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１４８号
名古屋市昭和区川名山町６番地の７　特別養護老人ホーム川名山荘
債務者　伊藤　儀治
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１４９号
名古屋市名東区香流２丁目1014番地　ソレック302号
債務者　伊藤ひろ子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７号
愛知県清須市春日落合684番地
債務者　岩間　達也
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部